

## 指名停止措置の概要

商号又は名称	(株) トーニチコンサルタント
所在地	東京都渋谷区本町一丁目13番3号
指名停止の期間	令和8年2月4日から令和8年6月27日まで
指名停止の理由	<p>公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、上記者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>
該当する措置要件	大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第22号（その他）
備考	